暗号資産に関するトラブルへの注意喚起

今般、当地での暗号資産の取引や交換に関するトラブルについて相談が寄せられています。投資の勧誘を受けても、安易に投資しないよう、慎重に対応しましょう。

1 暗号資産の取引に関する主なトラブル

（1）知人からの紹介やセミナー、SNS等を通じて、「絶対儲かる」などと持ちかけられて投資した結果、返金されない、出金できないなどのトラブルが発生しています。
（2）投資の勧誘を受けた後、「サポート」と称して手数料を取りつつ、現金を暗号資産に変えた際、領収書を発行しないなどのトラブルになったケースもあります。

2 トラブルに遭わないために

〇豪州では、**暗号資産投資の紹介（アプリを含む）、暗号資産の交換、投資セミナーやグループでの勧誘等には政府機関への登録やライセンスの取得が必要**です。必ず登録やライセンスの有無を確認しましょう。
〇「うまい話」には必ず裏があります。少しでも不審に思った場合には、**豪州政府のサイト等でリスクや違法性について確認**しましょう。この点、豪州政府は、金融サービスに関する注意喚起や犯罪手口の紹介を以下のサイトで行っていますので、ご確認ください。

【金融商品の取引に関する注意喚起】
https://www.asic.gov.au/regulatory-resources/financial-services/giving-financial-product-advice/discussing-financial-products-and-services-online
【金融詐欺の手口に関する注意喚起】
https://moneysmart.gov.au/financial-scams

【在シドニー日本国総領事館】
Level 12, 1 O'Connell Street,
Sydney NSW 2000 Australia
代表電話（61-2）9250-1000
Fax（61-2）9252-6600
Web：http://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/index_j.htm
Email：japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp